

事務連絡  
令和7年3月24日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限に当たっての対応について（周知依頼）

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナ保険証では、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（以下「電子証明書」という。）を用いて医療機関等での資格確認等を行っているところ、電子証明書の有効期限は5年間（電子証明書の発行の日から5回目の誕生日まで）とされており、電子証明書の有効期限満了日までに、更新手続きを行う必要があります。なお、電子証明書の有効期限が切れて失効した場合であっても、有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、引き続きマイナ保険証としてオンライン資格確認により資格確認のみ可能とすることとしています。

今般、電子証明書の有効期限の確認方法、更新の方法や、医療機関・薬局で顔認証付きカードリーダーを使用した際に、更新手続きが必要な方に対して表示されるメッセージ等について、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

マイナ保険証は医療の質の向上に繋がるものであり、マイナ保険証で医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となる、限度額適用認定証等を事前に申請しない場合においても、窓口で立替払いをすることなく、高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されるなどのメリットがあります。

つきましては、本リーフレットをご活用いただき、電子証明書の更新漏れによりマイナ保険証のメリットが享受できなくなることを防ぐべく、積極的に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

以上

## 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
独立行政法人 国立病院機構本部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
都道府県民生主管部（局）  
    国民健康保険主管課（部）  
    後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省高等教育局私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局準公営企業室  
警察庁長官官房教養厚生課  
防衛省人事教育局